

私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）交付要綱新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱</p> <p>昭和58年7月1日 文部大臣裁定 (改正昭和62年5月21日) (改正平成7年3月22日) (改正平成8年5月10日) (改正平成9年4月1日) (改正平成10年6月17日) (改正平成10年12月11日) (改正平成11年12月9日) (改正平成13年1月6日) (改正平成13年4月1日) (改正平成14年4月1日) (改正平成15年4月1日) (改正平成17年4月1日) (改正平成18年3月9日) (改正平成20年8月15日)</p>	<p>私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱</p> <p>昭和58年7月1日 文部大臣裁定 (改正昭和62年5月21日) (改正平成7年3月22日) (改正平成8年5月10日) (改正平成9年4月1日) (改正平成10年6月17日) (改正平成10年12月11日) (改正平成11年12月9日) (改正平成13年1月6日) (改正平成13年4月1日) (改正平成14年4月1日) (改正平成15年4月1日) (改正平成17年4月1日) (改正平成18年3月9日) (改正平成20年8月15日)</p>

(改正平成21年 4月15日)
(改正平成21年 6月 2日)
(改正平成23年11月21日)
(改正平成25年 2月27日)
(改正平成25年 8月 5日)
(改正平成26年 3月31日)
(改正平成26年 4月 1日)
(改正平成27年 4月 1日)
(改正平成28年 3月22日)
(改正平成28年 4月 1日)
(改正平成29年 3月23日)
(改正平成30年 1月 4日)
(改正平成30年 3月14日)
(改正平成31年 3月29日)
(改正令和 2年 3月26日)

第1条～第29条 (略)

附則 (平成23年11月21日)

第1条～第2条 (略)

附則 (平成25年2月27日)

第1条～第3条 (略)

(改正平成21年 4月15日)
(改正平成21年 6月 2日)
(改正平成23年11月21日)
(改正平成25年 2月27日)
(改正平成25年 8月 5日)
(改正平成26年 3月31日)
(改正平成26年 4月 1日)
(改正平成27年 4月 1日)
(改正平成28年 3月22日)
(改正平成28年 4月 1日)
(改正平成29年 3月23日)
(改正平成30年 1月 4日)
(改正平成30年 3月14日)
(改正平成31年 3月29日)

第1条～第29条 (略)

附則 (平成23年11月21日)

第1条～第2条 (略)

附則 (平成25年2月27日)

第1条～第3条 (略)

附則（平成26年3月31日）
第1条～第2条（略）

附則（平成26年4月1日）
第1条（略）

附則（平成27年4月1日）
第1条～第2条（略）

附則（平成28年3月22日）
第1条～第3条（略）

附則（平成28年4月1日）
第1条～第3条（略）

附則（平成29年3月23日）
第1条～第4条（略）

附則（平成30年1月4日）
第1条～第2条（略）

附則（平成30年3月14日）

附則（平成26年3月31日）
第1条～第2条（略）

附則（平成26年4月1日）
第1条（略）

附則（平成27年4月1日）
第1条～第2条（略）

附則（平成28年3月22日）
第1条～第3条（略）

附則（平成28年4月1日）
第1条～第3条（略）

附則（平成29年3月23日）
第1条～第4条（略）

附則（平成30年1月4日）
第1条～第2条（略）

附則（平成30年3月14日）

第1条～第4条 (略)

附則 (平成31年3月29日)

第1条～第5条 (略)

附則 (令和2年3月26日)

第1条 この要綱の規定は、令和2年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、令和元年度末までに交付を決定したものについては、なお、従前の例による。

第2条 要綱第3条第1項第六号イを、次のとおり読み替えるものとする。

イ 学校施設耐震改修工事

私立大学等及び専修学校が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事であって、事業費が、大学にあつては1,000万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校にあつては400万円以上(非構造部材の耐震対策工事のみの場合であつて、大学にあつては300万円以上、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては150万円以上、専修学校高等課程にあつては下限額はないものとする。)のもの

第3条 要綱第3条第1項第六号ホを、次のとおり読み替えるものとする。

第1条～第4条 (略)

附則 (平成31年3月29日)

第1条～第5条 (略)

(新設)

する。

ホ 学校施設防災機能強化事業

私立大学等及び専修学校が行う防災機能強化のための屋外
防災施設等の整備であって、事業費が300万円以上（短期大
学、高等専門学校及び専修学校専門課程にあつては150万円
以上、専修学校高等課程にあつては下限はないものとする。）

（避難所指定を受けている専修学校が行う自家発電設備の単
体整備にあつては、事業費が200万円以上、500万円以下）
のもの

第4条 前2条は、令和2年度末までに交付を決定するものについて
適用する。

別紙様式第1（第6条関係）
～別紙様式第15（第25条関係）（略）

別紙様式第16（第25条の2関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

申請者 住所
（記名押印又は署名）

平成 年度私立学校施設整備費補助金（私立学
校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院
等教育研究装置施設整備費）に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告
書（専修学校関係）

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受
けた下記事業について、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研
究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）
交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）第25条の2の規定に
基づき、下記のとおり報告します。

別紙様式第1（第6条関係）
～別紙様式第15（第25条関係）（略）

（新設）

記

1 事業名

2 補助金額（交付要綱第25条による額の確定額）

千円

3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額

千円

4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額

千円

5 補助金返還相当額（4－3）

千円

(注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

別紙様式第17（第25条の3関係）

平成 年 月 日

（精算・概算）請 求 書

都道府県会計管理者 殿

平成 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））を、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）第25条の3の規定により、下記のとおり請求します。

記

（略）

別紙様式第15（第25条の2関係）

平成 年 月 日

（精算・概算）請 求 書

都道府県会計管理者 殿

平成 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））を、私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文部大臣裁定）第25条の2の規定により、下記のとおり請求します。

記

（略）